

17. 16

経済産業省令で定めるところにより意匠ごとに出願された意匠登録出願を、物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い

意匠ごとに出願された意匠登録出願をその物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合は、分割のあった時になされた意匠登録出願として取り扱う（→主14.03）。

また、意匠法第8条に規定する要件を満たす組物の意匠の意匠登録出願を、意匠法第10条の2の規定により分割した場合及び意匠法第8条の2に規定する要件を満たす内装の意匠の意匠登録出願を、意匠法第10条の2の規定により分割した場合も、上記と同様に取り扱う。

（説明）

意匠登録出願は意匠法第7条による一意匠一出願の規定に基づいて経済産業省令で定めるところにより意匠ごとに出願しなければならないが、出願の際誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま出願した場合、その救済の道として意匠登録出願の一部を新たな意匠登録出願に分割し出願することができる機会を出願人に与え、この新たな意匠登録出願が適法なものであれば新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時に意匠登録されたとする効果を認めようとするのが意匠法第10条の2の規定の趣旨である。したがって、意匠法第7条に規定する要件を満たす出願を分割することは原則として認められない。